

総務文教委員会

令和6年12月11日(水)

日 時 令和6年12月11日（水）午前10時00分開会—午前11時54分閉会

場 所 岬町役場 第二委員会室

出席委員 早川委員長、大里、中原、谷地、谷崎、出口、竹原

欠席委員 瀧見副委員長

傍聴議員 松尾、坂原、道工、奥野

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長、古橋教育長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長
西総務部長・会計管理者
内山財政改革部長、松井教育委員会事務局教育次長
廣田まちづくり戦略室理事、寺田まちづくり戦略室危機管理監
谷総務部理事兼財政改革部理事、寺田まちづくり戦略室企画地方創生監
南総務部理事兼総務課長、岩田教育委員会事務局理事兼生涯学習課長
川島まちづくり戦略室副理事兼町長公室担当（秘書）課長
岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長
中塚まちづくり戦略室人事担当課長
松田企画政策推進担当課長（政策推進担当）
中塚財政改革課長、青木学校教育課長

事務局 増田議会事務局長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

早川委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は7名です。欠席委員1名、瀧見委員については欠席届が提出されています。

理事者については関係者に出席いただいております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いします。

また、本日、今のところ、傍聴はなしです。

12月4日の本会議において本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第75号「令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」のうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について担当課からの説明を求めます。

なお、説明者についてはこちらから指名はしませんので、所属部署と氏名を言ってから、順次、説明を進めてください。

それでは、説明をお願いします。

青木学校教育課長 学校教育課、青木です。

それでは、総務文教委員会資料の1ページをご覧ください。

令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入予算のほうからご説明させていただきます。

19寄附金、1寄附金、小学校費寄附金としまして、5万円を増額補正するものです。

内容としましては、国際ソロプチミスト大阪一りんくう様より、小学校に対し、図書購入費として頂きました寄附金5万円を小学校教材費に充当するものです。

中塚財政改革課長 財政改革課の中塚です。

続きまして、20繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、3,677万2,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源を計上するものでございます。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 危機管理担当、寺田です。

続きまして、22諸収入、3雑入、雑入としまして、73万4,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、階級や活動年数に応じた消防団員公務災害補償等共済基金からの消防団員退職報償金を消防総務費に充当するものです。

以上、当委員会付託分歳入合計といたしまして、3,755万6,000円を増額補正するものです。

中塚まちづくり戦略室人事担当課長 人事担当、中塚です。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の2ページをご覧ください。

今回の委員会資料におきましては、補正項目の多くが人件費で占めているため、委員会資料2ページから9ページ上段までを人件費分、それ以降を人件費以外分に区分した二つの構成で作成しております。

参考資料として、委員会資料11ページに、今回の人件費補正を要因別に整理した人件費内訳表を添付しております。

資料には総務文教委員会所管以外の特別会計も含んでおりますが、人件費補正額全体の説明として、この内訳資料によりご説明させていただきます。

今回の人件費の主な補正要因といたしましては、大きく分けて四つございます。

まず、人件費内訳表の1、定年延長をしている職員の雇用条件の変更による影響額の反映です。

当初予算編成時には、令和5年4月導入の定年延長制度を反映させた60歳役職定年を反映させた金額を予算計上しておりましたが、円滑な業務と組織体制維持のため、60歳役職定年給与7割措置を適用せず、勤務延長型特例任用を受けている職員3名の給与を増額補正するものです。

一般会計のみの795万8,000円の増額補正となります。

次に、2、育児休業・部分休業の発生による給与精算の反映によるものです。

当初予算計上時に想定していなかった第1子育児休業期間中の第2次の妊娠・誕生による育休期間の延長や、育児休業復帰後も育児と仕事の両立を図るため、部分休業を取得した職員の発生により、給与の不用額を減額補正するものです。こちらも一般会計のみで、617万1,000円の減額となります。

次に、3、人事異動等に係る調整ですが、人事異動による各会計間、各費目間の予算調整を行いつつ、昇格や扶養構成の変更など、雇用条件の確定による増減、保険料の利率確定、派遣職員・新人職員の給与の確定などの要因により、当初予算から現時点までの不用額・不足額をトータルで算出し、介護特会を含んで、全会計で797万9,000円の増額補正となります。

最後に、4、会計年度任用職員の配置・雇用条件の反映です。

内容につきましては、通勤経路や保険料の確定、当初予算配置見込みとしていた人数より保育士の応募者が少なかったことなどによる保育所運営費の不用額発生などにより、減額補正するものです。一般関係部分のみで44万5,000円の減額補正となります。

以上、1から4までの総合計、人件費補正全般として、一般会計で837万3,000円の増額、介護特会と合わせて932万1,000円の増額補正となっております。

委員会資料2ページから9ページ上段までの人件費補正に関する説明は以上ですが、各ページの左の区分から右の備考欄までの内訳の読み上げにつきましては、議事の円滑な進行のため、省略させていただきたく、ご理解をお願い申し上げます。

なお、令和6年度人事院勧告による補正につきましては法案審議待ちの状況ですが、職員団体との協議、他団体の対応状況の確認のため、議会最終日に上程予定となっております。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 続きまして、資料9ページ中段、人件費以外分をご覧ください。

9消防費、1消防費、消防総務費といたしまして、76万9,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、岬町消防団員1名が退職したことに伴う退職報償金として、76万9,000円を増額補正するものです。

青木学校教育課長 学校教育課、青木です。

続きまして、10教育費、2小学校費、小学校教材費としまして、5万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、国際ソロプチミスト大阪一りんくう様より頂きました寄附金5万円を活用して、淡輪小学校の図書を購入するものです。

続きまして、6保健体育費、共同調理場管理費としまして、280万7,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、近年の物価高騰及び米価格の著しい上昇を受け、児童生徒の健康を守るためにも学校給食摂取基準を維持し、給食の質を落とさないように、学校給食における賄材料費の増額をお願いするものです。

以上、当委員会付託分歳出合計としまして、1,199万9,000円を増額補正するものです。

岡田企画政策推進担当課長 企画政策推進担当の岡田です。

10ページをご覧ください。

続きまして、債務負担行為補正追加です。

町制施行周年事業といたしまして、期間は令和7年度、限度額は402万2,000円となります。

内容としましては、岬町町制施行70周年記念事業実行委員会が、来年4月27日日曜日に岬中学校体育館にて開催します岬町町制施行70周年記念式典の企画運営費です。

青木学校教育課長 続きまして、大阪・関西万博児童生徒招待事業としまして、期間は令和7年度、限度額は444万6,000円となります。

内容といたしましては、2025年大阪・関西万博の開催に向け、児童生徒が万博会場へ訪問する際のバスを確保するためのものです。

以上、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）につきましては、以上となります。

早川委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。出口委員。

出口委員 1点だけお聞きします。

私、今まで議員をさせてもらってあって、9ページの保健体育費、これの共同調理場費で、賄い費ということで、議会内では、なかなかこういう言葉を聞いたことが少ないんですけども、今回、今の青木課長の説明では、どうやらお米の単価が上がったので、それを補正予算に上げたいというふうに、私は今、解釈したんですけども、これはお米以外にも、当然、野菜もほかの材料費、調味料も全部上がってる中で、その280万7,000円の詳細を少しお話し願えませんか。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 出口委員の質問に対してお答えさせていただきます。

増額補正の中身についてお答えさせていただきます。

現在、食材の価格が高騰している中、栄養価、質量の低下、品質の減少を防ぎ、安定した給食を提供するため、献立の工夫を様々、実施してきました。

食品の値上げはとどまることなく、値上げ率は年々高く、10月以降、ハム・ソーセージの加工食品などが一斉値上げするとなっております。現状では、企業側の努力のほう等で以前から消費期限の余裕のあるものについて蓄えていただくことで、値上げ前の価格で卸していただくなどの企業努力もしていただいております。

給食センターにおいても、食材の価格が高騰している中、栄養価、質・量の低下、品質減少を防ぎ、安定した給食を提供するために、価格の高騰している食材については安価な食材に替え、揚げ調理から焼き調理に変更するなど、揚げ油の利用回数を減らす、既製品を少なくして、できるだけ手作りのおかずを増やすなど、努力のほうも重ねてまいりました。

しかしながら、9月末時点においても給食費のほうがかなり超過している状態となってきております。

それに加えて、先ほどお話しいただきました米のほうの価格につきましても、12月以降の米価格が近年にないほどの異常なほどの値上げになるということを受けまして、今回、1食当たりになるんですけども、40円程度の徴収額を上乗せする形で、280万7,000円の増額補正を考えております。

早川委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。たしかお米の契約っていうのが年間を通しての契約金額であると思うんですけども、近年の、特に令和の米騒動ということで非常に単

価が上がっておりますね。そういう中で、私もいろいろ調べてみたところ、この8月以降は、大体、契約金額よりか60%から70%近く米の価格が上がっております。

そういう中で、これはたしか来年の3月末まで多分、その契約金額でJAさんが学校給食関係の業者から契約していると思うんですけども、ということは、280万7,000円で来年の3月まで、この金額で十分に補えるのかどうか、その辺はどうですか。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 出口委員の質問にお答えさせていただきます。

米の契約につきましては、年間2回、実施しておりまして、1回目のほうが4月から11月で、2回目は12月から翌年3月という形で契約のほうを行っている形になります。

今回、おっしゃっていただいている12月以降の契約につきましては、1キログラム単価の契約のほうが559円という形になります。4月から11月の契約のほうが、1キログラム当たり341円、おっしゃっていただいているように、61%ほどの値上げとなっております。

今回、給食日数、残りの3月分までで、お米の日数が39日ほどあるんですけども、そちらにおきまして、今回、米の値上がり分としては52万1,118円ほど、今回、組ませていただいておりますので、この中で十分大丈夫だと判断しております。

早川委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。今、青木課長の詳細を聞かせてもらったら、まだ非常に安いです。もう今、大体700円から800円は業務用でもしております。特に業務用関係は、非常に少ないんです。だから、先日、この月曜日にもちょっと、米穀卸の常務と話をしましてたけども、もうこれからね、来年度予算も、大変なことになってくる、実際、米の集荷というのは、農家から——生産者からJAを通して、経済連、米穀卸、消費者とつながっていくのだけども、もうお金を出しても玄米が集荷できないという状態で、JAさんでも大体、年間80%ぐらいの集荷率があるんだけど、今現在、もう50%、行かないというような形で、来年のお米の、特に給食の部分に関しては確保できると思うんですけど、予算も多

分、今年度の予算よりか、もう1.56倍アップせんことには、多分、年間の消費量が確保できにくいかなと考えますので、だから、その辺もよく考えていただいて、できたら、ちょうど10月に新米が取れて、大体、作況指数は102%という形で、平年並みでは収穫できているんだけども、実際、現状はもう米穀卸でも玄米が確保できないような状態で、大変、今度、また青木課長をはじめ、松井次長のほうも原料米に苦慮されると思うんですけども、できたら年間契約のほうかね、こういう補正予算を上げなくて済むんではないのかな。

ただし、いろいろ聞いてみたら、田尻町のほうでも、半年・半年の契約でということで、非常に苦慮されておりますので、その辺も、特に来年度にかけての給食の原材料費の確保を何とか頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いします。ありがとうございました。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 私から、9ページの小学校管理費の小学校教材費、これは毎年、この国際ソロプチミスト大阪ーりんくうさんのほうから5万円、寄附いただいていて、それを各3小学校に毎年、順番に図書購入費という形で活用いただくという、そういった形でされているものなのかなって認識していて、今年、淡輪小学校ということなんですけども、1点、確認ですけれども、この国際ソロプチミスト大阪ーりんくうさんからのこの寄附っていうのは、これは小学校での図書購入費っていうように、小学校というところまで指定されているものなんですかね。

というのは、このソロプチミストさんは、ほかの市町でもこの図書購入費とていうのを結構、寄附されていて、ほかのところだったら、図書館での図書購入とか、結構、別に学校以外の活用とかもあったりするので、その辺がどこまでを指定されての寄附なのかという、こちらをちょっと確認させていただきたいです。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 谷地委員の質問にお答えさせていただきます。

国際ソロプチミスト大阪ーりんくう様より頂きました寄附金につきましては、小学校の図書購入費として寄附したい旨の申出がありましたので、指定されたものになっております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 了解です。小学校で活用してくださいと、そこまで一応、明確に指定されてる

ものというところで理解しました。

9月議会で、私、一般質問させていただいて、保育所のほうで、町予算で絵本っていうところがずっと1冊も買われてないという、状況もあつたりとかして、子どもの読書活動推進とか管理など、就学前児童さんからそういった絵本とかに触れる機会っていうところを増やしていくのが重要かなと思ったので、もしも、この図書購入というところが、小学生、小学校と限定されていないのであれば、保育所さんとか、そういったところの活用も検討いただけたらなとは思ったんですけども、そこまで指定されているところであれば、そこはしっかり意向に沿う形で活用いただくというのがいいと思うので、そうしたら、それとは別で、これは要望になりますけれども、所管と違うんですけども、保育所とか、その辺の活用についても、また引き続き、検討をいただければと思います。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 私からは、同じ9ページの消防費のことで、退団の方があつたと。この時期に出てくるということは、途中で退団ということ、いろいろ事情があつたのかなと思うんですけども、なかなか退団の方はここに出てくるんですけど、入ってくる方の報告っていうのはないので、現在、入られてる方もあるのかなっていうのも確認させていただきたいのと、また、役所として、どのような募集方法をされているのかっていうのも併せて教えておいてください。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 ただいまのご質問についてお答えいたします。

令和6年度におきましては、入団者は3名の方に入団いただいております。

そして、入団のための勧誘関係でございますが、こちらにつきましては、各イベントで深日漁港ふれあいフェスタであるとかでブースを出展しまして、そちらで勧誘させていただいております。

今回、深日港フェスティバルは、荒天のため中止となったので、ブースは出展させていただいておりませんが、通常はそのようにさせていただいております。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 ありがとうございます。ブースでの展示っていうことだけでしたら、やっぱり来た方だけの話になりますんで、また、回覧等、いろいろな媒体を使って募集していただければと思います。

また、こういうのは、また人のつながりで勧誘っていうのが多いと思いますんで、私を含め、ここに出席の皆さんの知り合い等を勧誘していただいて、消防力の維持に努めていただきたいと思います。これは要望です。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。谷崎委員。

谷崎委員 11ページの①の、定年延長している職員の雇用条件の変更による影響額の反映、勤務延長型特例任用職員の給与の増ということで、これは部長職か何かのことでしょうか。どういう内容かを伺いたいんですけど。3人で7割補償とかいう話ですね。

早川委員長 中塚課長。

中塚まちづくり戦略室人事担当課長 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

定年延長している職員の特例任用につきましては、管理職を指しております。

現在は部長職をさせております。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 委員会資料の2ページから9ページの人件費分ということで、まとめてご説明をいただきました。その中で、ちょっと考え方がよく分からないところがあるので教えてもらいたいというのが1点目です。というのは、旅費のことなんです。

人件費として、例えば報酬だとか、給与だとか、手当、共済費、これらは人事異動と共に、その人に付随するものなので、人件費ということで扱われるというのはよう分かるんですけど、旅費ってというのが私、ちょっとよく分からなくてね、確かに、人によって旅費の定めが違うんですよ。日当だとか、宿泊だとか、その人の肩書と言うべきかな、階層というべきか、によって金額が違うわけですよ。だから、その人に付随するというふうにも考えられるんだけど、私が思っている旅費ってというのは、事業に関わるものだと基本的には思っているんですね。

ですので、例えばですよ、6ページの真ん中辺りに、農業総務費として、経営所得安定対策事業費の旅費が2万3,000円となっているんですね。この委員会でこれが書いてあるってなると、ほかにもあります、もちろんね、この後、事業部関係が書いてあったり、あとは、厚生委員会に関するような項目だってあるわけなんですけど、例えば、私がこの委員会で、この旅費は何だろうと思って聞くというふうになると、この事業を推進するための旅費ですってということで、この事業の内容の説明をいただかなければならないというふうになるんじゃないか

なって思うわけなんですよ、審査の経過としては。

だけど、この旅費は、総務文教委員会に、全部人にひっ付いてるもんだからってということで、今回、計上されて、これまでもそうだったと思うんですけど、ちょっとその辺の考え方が、何かうまく私は理解できないというか、そういう状況にあるんですけど、その辺りの考え方について教えていただきたいというのが1点目です。

それから、人件費に関わって、もう一点、先にお聞きしておこうと思います。
委員会資料7ページの一番下の、消防費です。

先ほど、委員会資料11ページで、人件費関係については主に四つの考え方を基に計上されているということはお聞きしましたが、この消防総務費ですね、これは恐らく危機管理課の職員の方の分かとは思いますが、ここで示されている中身が、11ページの①から④のどれに関係しているのかというようなことまでは分かりませんので、この機会に、消防総務費に関わる説明をいただいておりますかなと思います。

それから、消防総務費に関わって、委員会資料の9ページの、消防団員退職報償金について、私からもお尋ねします。

消防団員の現在数が何人になっているか確認させてください。よろしくお願ひします。

早川委員長 中塚課長。

中塚まちづくり戦略室人事担当課長 中原議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、委員会資料中の旅費につきましては、中身のほうが会計年度任用職員の方の通勤に要するための費用となっております。

会計年度任用職員の給付につきましては、地方自治法第203条の2におきまして、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができるということで、費用弁償で支出するように明記されておりますので、通勤に係る費用として費用弁償で支出しております。

費用弁償につきましては、職務に必要な費用を弁償するお金として、旅費であったり、交通費とされておりますので、旅費という表記にはなっておりますが、交通に要する費用というふうにご覧いただければと思います。

あと、2点目の、委員会資料7ページの消防総務費につきましては、中原議員

がおっしゃるように、危機管理担当の職員になっております。

令和6年の当初予算計上時に、パートタイムの会計年度任用職員として予算計上しておりましたが、長時間のフルタイムの会計年度任用職員が必要というところが示されましたので、委員会資料の7ページでは206万3,000円の減額補正となっているんですけども、こちらはパートタイム会計年度任用職員当初予算計上時の分を減額しておりまして、委員会資料8ページの上段、消防総務費会計年度任用職員フルタイムで340万4,000円、増額補正しておりまして、1人の方の任用形態を差引きで、今回、補正させていただいております。

委員会資料の11ページのどこに反映されているのかというところなんですけども、④会計年度任用職員の配置、雇用条件の反映というところで含んでおります。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 先ほどの中原議員のご質問についてお答えいたします。

岬町消防団員の団員数につきましては、令和6年12月1日現在で、89名となっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ご説明ありがとうございました。1点目のことはよく分かりました。

ということは、この人件費分というところに出てくる旅費というのは、全て会計年度任用職員の皆さんの交通費だと理解したらいいと。ありがとうございました。

続けてお尋ねします。委員会資料3ページの一番上の、まちづくり交流館運営事業費ですが、これは、206万3,000円が計上されていたんだけど、今回の提案で206万3,000円、全額を減額するということのようなんですね。ここの、ちょっと事情をお聞きしておきたいなというふうに思います。

先にそれをお願いします。

早川委員長 中塚課長。

中塚まちづくり戦略室人事担当課長 中原議員のご質問にお答えいたします。

委員会資料3ページ上段のまちづくり交流館運営事業の減額の理由につきましては、こちらも先ほどの消防総務費と同様で、当初予算計上時にはパートタイム会計年度任用職員の任用で可能と思い、予算計上していたものが、やっぱり施設

の開館の事情によって、フルタイムの会計年度任用職員が必要ということになりましたので、委員会資料2ページ下段のほうに、会計年度任用職員管理費の会計年度任用職員（フルタイム）というところで、342万7,000円を計上しております。こちら差引きで補正をしているものです。

早川委員長 中原委員。

中原委員 よく分かりました。ありがとうございます。

続いて、お尋ねをいたします。

委員会資料10ページの、債務負担行為補正の追加についてお尋ねします。

一般質問でちょっと時間がなくなってしまいましたので、でも、委員会で一般質問の時間が足りなかった分の補完をするなんていうのは、いかがかなと思っていますので、聞きたかったこと全ては聞きませんが、一定の質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、先ほどの説明で、この大阪・関西万博児童生徒招待事業の、来年度の移動のためのバス代444万6,000円というのを今年度に債務負担を打っておこうという提案でございました。

それで、内訳について、まず、お尋ねします。

このバスは、幸いにしてと言うべきか、私は万博遠足はやめるべきだという立場ですが、現場としては、バスの確保をどうしようかっていうふうに困ってたと思うので、大阪府が手配したバスが手当していただけるということになったというふうに聞いています。

それで、これは何台分なのか、学校単位とか、学年単位とか、いろいろあると思うんですが、その内訳をお聞きしておこうと思います。お願いします。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

バス代につきまして、淡輪小学校においては9台、深日小学校においては2台、多奈川小学校においては1台、岬中学校においては6台、計18台を計上させていただきます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。私、いつ遠足に行くのっていうのを教えてほしいという資料要求書を出したんですけど、まだ頂けてなくて、それは現場でのご事情がござい

すから、いつ出すかということはお任せせざるを得ませんが、どの学校のどの学年が、いつ行くということにほぼ決定しているのかについては、いつ明らかにできる状態になりますか。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 教育委員会、松井です。今現在のところ、来年度の学校行事、いろいろあります。その調整を各学校が行っております。1月、2月頃には、ほぼ確定っていうところになります。今現在のところ、調整中です。

早川委員長 中原委員。

中原委員 調整中っていうのはおかしいと思うんですよ。

各学校から希望を出して、それで、その希望をいついつだったら行けますって、万博協会から返事をもらっているの違いますか、そうではないのですか。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 おっしゃるとおり、頂いております。

ただ、ほかの行事とも兼ね合いもあります。その中で、実際、確定された日に行けるのであれば利用したいなと思うんですけども、できなかつたら、学校でバスの段取りを考えなくてはいけないってところになるので、ほかの学校行事との調整を今現在、行っているところでございますので、まだ公表することがなかなかできない状態になっております。すみません、よろしくお願いします。

早川委員長 中原委員。

中原委員 事情は分かりました。現場にとっては迷惑な話だと、私は今のことを聞いていても思ったんですけど。

明らかにできる状態になれば、速やかにご報告を頂きたいと思っています。分かりました、ありがとうございます。よろしくお願いします。

それで、もう少しお尋ねするんですけど、バスを使って万博遠足に行くということを前提とした予算提案ということになりますので、お聞きするんですけど、緊急要望書のことを一般質問でもお尋ねをされていて、時間の関係で僅かしか聞けませんでしたので、もう少しお尋ねしたいんですけど、緊急要望書の2点目で、子どもたちが安心・安全に過ごすことのできる場所の提供をきちんとやってくれということが要望書の中に盛り込まれておりました。

それで、もう少し具体的に記載されていたのは、昼食のことです。小学校は団

体休憩所が利用できると。中学校は利用できないということになってるわけです。それぞれ、小学校・中学校、どのように団体休憩所を利用する・しない、それぞれですけれども、時間帯だとか、ゆっくり食事ができるのかとか、中学校の場合は団体休憩所が利用できないので、どういうふうに昼食を取るということになっていくのか、その辺りはどうなるんでしょうか。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 中原議員のご質問にお答えいたします。

団体休憩所につきましては、小学生については事前予約システムにて予約のほうを行います。予約システムで団体休憩所を予約をし、パビリオンも一緒に予約できると伺っております。

また、中学生につきましては、団体休憩所の利用はできないため、確保について対応策を検討していかなくちゃいけないんですけども、必要に応じて、学校や団体の代表者が事前に運営側へ相談することで、特定のスペースの確保について検討していただくことをお伺いしております。

また、休憩所以外にも一般来場者向けの飲食エリアやオープンスペースが会場内に設けられているっていうところで、下見をして、日陰になれるようなところを、学校は考えていただくこととなります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 小学校の事前予約システムによる団体休憩所の利用ですが、これは一定の枠が決められているとお聞きしてるんですけど、どんなふうな枠の設定になっているのでしょうか。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 先ほども申し上げたように、事前予約システムにて予約を行います。そこで時間帯が決められております。1枠50分ということで、そこで昼食を取るようになります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 あんまりこの問題で、この委員会で時間を費やすのはばかれますので。

その1枠50分ということで、一定の時間の確保はできるのかなとは思いますが、お昼の時間帯に予約は当然、集中しますよね。なので、本当に希望する時間帯に団体休憩所が利用できるのかどうかっていうことが、今度、心配になってき

ますよね。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 おっしゃるとおりです、集中するだろうと予想されますが、最初に、協会のほうが、団体休憩所の設置ですけども、増加しておりまして、1回当たり3,800名分の休憩所が設置されると伺っております。

時間ごとの入替え制で運用を予定されておりますので、利用するに当たって、事前予約システムにて来場日時など、お昼を取るスペースなどをまず、システムにて入力し、スムーズに行けるように、1月以降に回答されるとお伺いしておりますので、スムーズに昼食も取れ、万博会場内も行けるようなことを考えていただいていけるのかなというふうに考えます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 子どもたちに過度の負担にならないようにということは思うけれど、なかなかこちらの希望どおりにいくかどうかは本当に分からない、システムに希望を入力してもというところがありますので、よくチェックしながら希望をしっかりと通していただく必要があるなと思っています。

それから、先ほど、下見の言葉がありました。下見については、引率する教員全員が行ける、このことは、もう確認されているのでしょうか。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 下見の件につきましては、万博開幕日1週間前に実施されるテストランの際、教育関係者も無料で下見に行ける、入れる方向で協会のほうが決定しました。

この下見につきましても、予約をできるっていうことは伺っておりますので、これにつきましても回答のほうは1月以降というふうに言われております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 引率する教職員全員が行けるかどうかを聞いています。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 一応、人数制限っていうのがされていないので、全員、こちらのほうで申入れをすれば、どのような対応するかというのは、ちょっとそこまでお伺いできてないところなんですけども、人数制限は示されておりません、今のところ。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ということは、実際に当日、引率する教職員全員に行っていたけるようにするということですね。分かりました。

それから、パビリオンのことなんですけど。

竹原委員 委員長、ちょっとよろしいですか。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 運営上の話なんですけど、中原議員が聞かれていることは、ご本人が断りながら、一般質問でできなかったことをどうかと。それで、また、この委員会でも時間を取るのはいかがと言われてながら質問を続けることに関して、ちょっと運営上、どうかと私は思います。

やっぱりこの内容、今、お聞きしてる内容は、一般質問でされることであって、債務負担行為の金額の、この委員会に付託されていることに関しまして、あまりふさわしくないのかと私は捉えております。

担当の教育次長はすごく丁寧に答えていただいて、ありがたいと言ったらありがたいんですけど、賛否にあまり関わることではないと思いますので、運営上、これ以上の質問は、もう個々に聞きに行ってくださいかどうかしていただきたいと思っておりますが、委員長、ちょっと取り扱ってほしいと思います。

中原委員 先に私のほうから言わせてもらえませんか。

早川委員長 僕が言います。いいですか。

中原委員 どうぞ。

早川委員長 確かに、竹原委員の言い分も分かるんですけども、予算計上444万6,000円分、バスの経費という説明を受けたんですけども、一般質問から漏れた部分っていう竹原委員の説明も分かるんですけど、万博事業、招待事業について質問する機会がこの委員会しかないかなと判断しますので、委員長としては、中原委員の質問をしてもらって結構かなと判断しております。

ただ、あまり長くならないようにご協力いただきたいなと思いますので、その点、中原委員に理解いただきたいなと思います。

中原委員 委員長の寛大なるご判断に感謝を申し上げます。

私は、このお金が、賛否に関わりますよって言うたら、私がどういうことを後で表明しようとしているかは、ばれちゃうんですけどね。

お金をつけるっていうことは、もう行くことが前提になってるんですよ。この間、私は一貫して、危ないからやめとけて言うてるでしょう。どんだけ危ないんかということ、いや、本当に大丈夫か、このお金をつけるということは、万博遠足に行くことを是とするという意味ですやんか。それはほんまにええんかちゅうのを確認させていただかへんかったら、賛否に関わるということに私はなると思ってるんで。ただ、質問を減らします。

早川委員長 この件について、討論をすると余計長くなりますので、質問を進めていただきなと思います。

中原委員 はい、分かりました。

それでは、質問を減らして準備をしてきましたが、さらに減らします。

私は、不安や懸念事項はたくさんあって、その点もこの委員会でもお聞きしたいと思っておりましたけれど、膨大になってしまいますので、バス代について、お聞きします。

このお金は取りあえず、今回、提案されているわけですがけれども、もしも、さっきおっしゃった学校行事との日程調整がつかないで、行かないと学校が判断したというような場合もあるでしょうし、あと、そのタイミングが早ければ問題ないんですけど、断るのでね。例えば、台風の接近とかで万博遠足そのものが実施できないということになった場合、どうなるのかなということをお聞きしておこうと思います。

日程を振り替えてでも行くとなったら、このお金はそのまんま使われると、執行されるということになりますけれど、当日キャンセルとかになったら、どうなるのか、そんな事情を誰にも責められへんと思うんやけど、キャンセル料は岬町が払わなあかんのか、府から払ってもらわれへんのかなとか、そういう、ちょっとけちくさいことを考えるわけですよ。その場合、どうなるのでしょうか。

また、取りあえず、そのお金は計上したと。もし、万博遠足にいろんな事情で行かないとなった場合、このお金は浮くわけですやんか。そのお金を使って、例えば、各学校で遠足を別の日に、別の場所に行くときに使えるようにできへんかなとかね、そんなことをいろいろ考えながら、このバス代については見ておりましたので、お聞きしようと思います。お願いします。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 中原議員のご質問にお答えいたします。

台風接近で当日キャンセルっていう場合、協会のほうが会場内に設置している緊急相談窓口っていうのがあります。そこに連絡をさせていただいて、どのようなスケジュールにするのかっていうのと、あと、日にちが、台風接近っていうことは、警報も出ているのかなっていうふうに想定はします。

台風とか、警報が出ている場合は、通常の見学も同じく、延期になったりとかいうふうに考えておりますので、まだ延期日っていうのも併せて設定をしてる、調整をしているところです、年間スケジュールの中で、全ての学校行事について、通常の見学または運動会などの延期日を設定するところまで含めて年間行事を組み立てておりますので、それに向けて、今回の万博につきましては、協会が指定するバスで確保ができない場合は、学校側が確保するバスも考えていきたいなど考えておりますので、そのことも含めて、一応、今、調整しております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ということは、日程を振り替えても、万博に見学に行くということなんですね。松井教育委員会事務局教育次長 今のところ、そうです。日程を振り替えて行けない場合も、100%というわけではないんですけども、今のところ、行く予定です。

早川委員長 中原委員。

中原委員 そうなると事前予約している小学生は、例えば団体休憩所で昼食を取りますね。あと、パビリオンの予約。これもテーマしか選べないということになってますよね、希望を伝えるときにね。どこどここの国の、何とか館に行きたいねんとかいうような予約の仕方はできないことになってる。もう万博協会が全て割り振るわけですよ。一定の希望は聞いてくれるんだけど。

それに基づいて予約を全てやっちゃっているものを、振替がほんまにできるんですかね。既に全体のスケジュールが決まっているわけでしょう、大阪府下の小中学校。その中に、決まっている中に、それなら、いついつに振替えになります。では、そうなったら、岬町さんのこの学校は、すみませんけど、空いてるところで言うたら、こうですわということにしかないのと違うかなって私は思うんですけどね。

そこはちょっと今後の話なんで、よく分からない点があると思いますので、答弁は結構なんですけど、ちょっと無理があるなど、いろんな面でね。ということ

は改めて感じているところです。

もうちょっと聞きたいところですけど、この辺りでやめておきます。ご配慮ありがとうございました。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。中原委員。

中原委員 反対です。

ほとんどが人事の案件で、反対するのも忍びないというか、この人事のいろいろな手当については反対するべきものではないということは、よく分かります。

それに、先ほど、出口委員から質疑があつて、お聞きをした給食の賄い材料費ですね、1人当たり40円、上乗せをするということで増額補正が提案されてまして、この点についても、私は本当に、議案書を見たときに、英断やなというふうに思っていて見せていただいていたんですね。

これ、保護者に上乗せ分の値上げを求めないという態度が、私は本当にすばらしいと思ってるんですよ。ですけど、さあ、なかなか難しい問題で、賛成するか反対するかって、ほんま、難しいんですよ。

だけど、最後にお聞きをしていた大阪・関西万博児童生徒招待事業、これは、ある意味、子どもたちの命に関わることやと思っておりますので、この委員会での提案された補正予算には賛同できないと考えるものです。

時間の制約もありまして、とりわけ災害発生時の対応について聞きたかったんですけど、それは聞くことができませんでした。協会が発表している二つの計画がありますけれども、その中身を見ても、災害の被災想定ですね、それを見ても、また、その対応を見ても、これで実際に何か起こったときに子どもたちの安全が守れるのかということについて、大いに不安を感じているものとなっておりますので、そこへ子どもたちを連れていくための来年度の予算、債務負担行為補正については承諾できないと考えるものでありますから、反対いたします。

早川委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これでは討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の挙手を求めます。

(挙手多数)

早川委員長 挙手多数であります。よって、議案第75号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第77号「令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

南理事。

南総務部理事 総務課、南です。委員会資料の12ページをご覧ください。

令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）についてご説明させていただきます。

初めに、歳入についてご説明させていただきます。

4繰入金、1基金繰入金、深日地区財産区基金繰入金としまして、129万8,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、一般会計に繰出する費用に必要な財源として深日地区財産区基金から繰入れを行うもので、繰出金費に充当いたします。

次に、歳出でございます。

2諸支出金、2繰出金、繰出金費としまして、129万8,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、事業委員会の所管であります林道棟合線改修工事への繰出金となっております。

財源として、深日地区財産区基金繰入金を充当いたします。

財産区特別会計から一般会計の繰出しについては、財産区管理会のご承認をいただいた上で行っているものでございます。今回の補正予算につきましても、財産区特別会計から繰出しを行うことについて、深日地区財産区管理会のご承認をいただいております。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出ともに、計129万8,000円の増額補正を行うものでございます。

早川委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第77号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。よって、議案第77号は、本委員会において可決されました。

議案第82号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 それでは、質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 今回の提案は、刑法等の一部が改定されたという国会での結論を経てのものです。懲役刑と禁錮刑を1本にして、拘禁刑という表現にすると、それが主要な一部改定の理由と理解しております。何が変わるのか、ご説明をいただきたいと思っております。この懲役刑と禁固刑、この二つを拘禁刑という1本にすることによって、何が変わるのでしょうか。お願いします。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 中原委員のご質問にお答えいたします。

今回の刑法の一部改正につきましては、中原委員がおっしゃるとおり、懲役と禁錮を廃止して、これに替えて、新しく拘禁刑というものを創設するという内容

になっております。

拘禁刑の内容につきましては、従来の懲役及び禁錮につきましては、刑務所において作業を行わせるかどうか、懲役であれば作業を行わせる、禁錮であれば作業を行わせる義務はないということになっておりましたが、これをもう合わせるという形で、拘禁刑を制定するということで、作業につきましては、個々の受刑者の特性に応じて、作業と指導を組み合わせて柔軟に処遇することができることとされたということとなっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 柔軟にという説明でしたが、要は、禁錮というふうな結論になった受刑者については刑務作業がなかったけど、あると。特性に応じてってということなんですけど、これは、禁錮刑の受刑者についても刑務作業は義務化されるということですね、内容はいろいろあったとしても。そういう理解でよろしいですね。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 中原委員のご質問にお答えいたします。

義務化というのは基本的にはされておられませんので、受刑者に対しての個々の作業や指導というのを刑事収容施設の長であります刑務所長が、個々の受刑者の特性に応じて決めるということですので、義務が発生するということではないと考えております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 それなら、やりたくないと言うた人は、刑務作業は行わなくてもいいという理解でよろしいんですかね。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 やりたくないという受刑者の意思がそのまま通るかどうかは、ちょっと私どもには分かりませんが、法的には義務はないのではないかと考えております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 改定されたその法律の中身について、この岬町議会で云々したところのこととはありますので、もうこれ以上、お聞きはしませんが、私は当時の国会の審議を振り返り、2年半前ぐらいなんですけど、国会でどういう審議が行われていたかというところを確認したところ、義務ではないと言いながら、義務に近いとか、結局のところ、やりたくないと言ったからって、それが通るわけではな

いと。結局、やらざるを得ない状況にされていくという傾向が非常に強い、国会の答弁なんかを読んでますとね、事実上の義務なんだなということを私自身は理解したところなんですよね。

これ以上、この法律そのものの、また、国会での審議の状況等をここで質問することはそぐわないかなというふうに思いますので、質問としては、もうこの辺りにしておきたいと思います。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。中原委員。

中原委員 反対をいたします。

ちょっと今さっきお聞きしていたところなんですけれども、懲役刑と禁錮刑、これが拘禁刑に1本になったということなんですけど、刑務作業に違いがあるわけですね。

禁錮刑が、なぜ、刑務作業が義務化されていないかということで言うと、懲役刑が殺人や放火、強盗などの犯罪によるものであるのに比べて、禁固刑については、政治犯だとか、過失犯だとか、名誉を重んじた処遇を行うべきという歴史的な経過があるわけなんです。そのことによって刑務作業を強制しないという考え方が踏襲されてきました。

それが、今回、二つともを1本にして拘禁刑にしようということで、2022年にこの法律の改定が行われたわけなんですけど、大切なのは、更生につながるかどうか、再犯をどう防止するかという観点なんです。ですので、その観点から見ると、自発的な意思に基づく刑務作業等であるべきであって、この刑務作業を全ての受刑者に強制すると、義務化するということは、やはり自発的な意思に基づかないものということになりますし、そのことによって本当に更生につながるのかということに疑念を感じるころなんです。

ですので、岬町においては、この一部改定は避けられないものというふうに考えますけれども、現場の受刑施設等では、職員の皆さんが受刑者の自覚に訴えて希望を参酌するという努力が行われているということも参考人質疑等で確認をし

ておりますから、この国のそもそもの法律改定に問題があるというふうに考える立場から、賛同はいたしません。

早川委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第82号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

早川委員長 挙手多数であります。よって、議案第82号は、本委員会において可決されました。

議案第83号「公告式条例の一部改正について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 それでは、質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 この公告式条例の一部を改正する議案について、幾つかお伺いさせていただきます。

まず、第2条、一番大きなポイントとして、今までは、この条例の公布が町役場の掲示場に掲示して行うというところ、これが実際に、今は普通にウェブサイトとかっていうところを持っているので、そういったところで掲示するってことができるようにするっていう、そういったところを明確にするような改正っていうところがあるのかなと思うんですけども、その中で、第2条で、ちょっと細かい点になってくるんですけども、条例の公布は、町ホームページの掲示板に掲示して行うものとするっていう形での文言を使用されておりますけれども、結構、ほかの自治体によっては、町のウェブサイトっていう言葉を使ったりとかするんですね。

日本だと、結構、その辺のホームページとウェブサイトって、混在するような形で使われているんですけども、正しくは、ホームページっていうのは、サイトの一番最初に開かれるページっていうような意味が本来の意味であって、本当

に正確に記載するのであれば、ウェブサイトというほうが適切なのかなと思うんですね。この辺ってどういったお考えなのかなというところが1点、気になる部分と、あとは、じゃあ、今は町ホームページって記載されてますけれども、町ホームページの掲示場っていうところ、これは実際に町のウェブサイト上の、どこか専用ページを設けるっていうことを今後されるのか。というのも、ほかの自治体では、インターネット掲示場っていうところを別で設けていて、そこにどんだんどんどん、掲示するっていうことをされてるんですね。

さらには、この公告したことっていうところを住民さんに何らかの形でホームページ上のお知らせには当然、掲載すると思うんですけども、公式LINEとか、そういったものを活用されるのか、その辺についてのお考えをお聞かせください。

早川委員長 西部長。

西総務部長 総務部の西です。谷地議員のご指摘のとおり、第2条の第2項の表現については、各自治体で、それぞれ分かれておまして、どちらかという関西圏の団体では、大体こういう町ホームページの掲示場に掲示するという表現が、使われます。

そのほかの団体では、谷地議員にご説明いただいたように、ホームページ上に掲載するとか、ホームページのウェブに掲載するとか、いろいろな、表現が統一されていないところが実際、ございます。

我々の考え方としては、町の掲示板というのを今まで使っておりましたので、できるだけ同じような表現を使うということで考えておまして、実際、町のホームページに掲示場というコーナーを設けさせていただきまして、そちらのほうに載せるというやり方を考えております。

表現の仕方についてはいろいろかと思いますが、ただ、やり方としては、そのホームページ上でお知らせするというのでご理解いただければと思います。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 実際に、西部長がご説明いただいているように、本当に市町によって、言葉の表現ってまちまちなので、これはすごく重大な問題かっていう部分ではないんですけど、正しい理解というところは一応、認識されているようなので、そこはもうお任せしようと思います。

あとは、掲示についても、ほか自治体のような形で、専用の掲示場というところをつくるっていう、それでお考えですので、そのほうがやっぱり分かりやすいかなと思うので、そこは、その方向で進めていただければと思います。

それと、今回、条例改正なので、こういった議会での議決が必要というところで、今回、上程されておりますけれども、それ以外にも、文言修正に関しては、規則とか細則とか、そういったところも必要になってくると認識しています。

当然、条例改正の、令和7年1月1日、これに合わせて修正をされていくのかなと思うんですけれども、そこでいろいろ調べていると、1個、気になる細則があって、それは何かというと、岬町特定非営利活動促進法施行細則、ここの部分で、第16条に、既に岬町公告式条例という、この文言が使用されているみたいなんです。

細かい文になってくるんですけれども、やっぱりこの文言が正しくはない状態なのかなと思いますので、私自身、調べていて、そこぐらいかなと思ったんですけども、これが実際に、やっぱり正しい形じゃない形で今までで来てるっていうのもあるので、この辺の取扱いというところをどうされるのかっていうのと、実際にはない条例の文言が今、記載されてる状態なんで、そこっていうところが、今現在で、1回、戻すっていうことをするのか、それとも、もう残り少ないので、もう1月1日に、もうそこまで待つてやるのかっていう、その辺について、ちょっとお考えをお聞かせください。

早川委員長 西部長。

西総務部長 谷地議員ご指摘のとおり、今回、条例を改正するに合わせまして、規則等も含めて、全て改正を予定しております。

また、町の規則だけでなく、同じく、この公告式条例という表現を使っている農業委員会とか教育委員会の部分もございますので、そちらについては、各委員会のほうで改正をお願いする予定をしております。

また、ご指摘いただいたとおり、規則の中には、表記の仕方が間違っている部分も確かにございます。それについては、今回の改正に合わせまして、全て統一した表現に修正する予定をして、手続を考えておりますので、よろしく願いいたします。

早川委員長 よろしいですか。谷地委員。

谷地委員 先日の下水道条例改正でも、やっぱりこういった文言、1個1個っていうところが、すごい難しいと思うんですね、全部洗い出して修正するっていうところで。どうしても、やっぱり、こういった間違えてるところが起きてしまうっていうのは、それを0%に本来、すべきだけれど、難しい実情も分かるんで、今回、そういった間違いが幾つかあったので、そこは今後、しっかりと引き続き確認していただきながら、やっぱりこの条例とかね、法に基づいて職務をされるっていうところもあると思うんで、そこは今後も注意していただきながら、改正のほうをしていただければと思います。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 ちょっと今の谷地委員の質疑のやり取りを聞いてて、確認ですが、今回、議案として提案されているものは、先ほど、細則の話があつて、それ以外にも規則等で公告式条例という文言が含まれるものがあるということのようだなと理解をしたんですが、確認したいのは、今回、関連する議案についても一部改定を提案されていて、それは、条例は議会で議決しなければ前に進められないので、関連する条例だけを今回はピックアップして提案されていて、規則や細則等については、規定なんかもそうですかね、なんかの中に公告式条例という文言が使われているものについては議会に上程する範囲ではないので、今回の提案の範囲からは外れていると、そういう理解でよろしいんですかね。ああ、うん、うん、と言うてるから、それで結構です。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 もう一点ありまして、今回の議案書の、ページ番号は3ページにある、今回、対象の条例である岬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、こちらで公告式条例という文言を今回の岬町公告式条例という形で、あと、掲示板を掲示場という、そういった修正をされるっていうところなんですけども、この第7条、これは公表の方法っていうところが記載されているところなんですけども、これの第1項の(1)には、インターネットを利用して閲覧に供する方法っていう、この規定の公表の方法が記載されてるんですね。そうすると、今回のこの公告式条例で、町のウェブサイトで公表しますよっていう、ここの内容がかぶってくるんじゃないかなっていうふうに、ふとっていて、これってやっぱり、違いついていうのがあるのかないのか。ないのであれば、逆に、この(1)っていうとこ

ろ、これは不要になるんじゃないのかなと思ったんですけども、その辺の、ちょっとお考えをお聞かせください。

早川委員長 確認の間、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 ないですか。少々お待ちください。西部長。

西総務部長 先ほどの谷地委員のご質問の中で、第7条のほうで、前条に規定する公表については、次に掲げる方法で行うということで、インターネットを利用して閲覧にする方法と、公告式条例に規定する掲示場に掲示する方法ということで、ダブっているのではないかというご質問でございます。

今回の条例の改正の中身を見ていただきたいんですが、全てをホームページ上に替えるのではなくて、これにより難しい場合は、町役場前の掲示場に掲示して行うことができるということで、並行して掲示場も残すということにしております。インターネットだけじゃなくて、掲示場の掲示も残しておりますので、重複するところは重複してますけども、掲示場っていう公表の部分としては、違う表現になるかと思えます。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 確かに、掲示場っていうところ残す意味で、(2)は多分、必要だと思うんですね。今回の、この広告費条例に規定する掲示場に掲示する方法、これは、あくまで掲示場だけを意味してるっていうことになるっていうことですね。公告式条例の中には、ウェブサイトっていうところの記載はあるけれども、あくまで、この掲示場っていうところを示しているからだけれども、そのインターネット上というところ、そこを意味してるわけじゃないっていう。ああ、オーケーです。分かりました。理解しました。ありがとうございます。

早川委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 ちょっと今のやり取りで確認ですけど、さっきのやり取りは分かりました。

私が聞きたいのは、谷地委員の質問としては、岬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例というの、第7条の中身なんですよ。

それで、その第7条は公表の方法について書かれているということなんだけど、じゃあ、何を公表するんですかっていう話で、それは第2条と第4条に定められているものの公表のことについて、公表の方法が示されているんですね。

第2条は報告の時期ということで、任命権者は、毎年9月末までに町長に対して前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。人事行政の運営の状況の報告を公表するというのが、公表の方法に関わることだと思うんですね。

それから、もう一つ、公平委員会の報告ということで、前年度における業務の状況を公平委員会は報告しなければならないと、町長に対してっていう話なんですよね。

今、議題になっているのは、私は、条例とか、規則とか、規定とか、細則とか、そういう、いわゆるルールのオープン化をどうするのかっていう問題かなと思ってただけその対象に、今、挙げた第2条と第4条も入るということになるのかな。

公平委員会は確かに機関なので、公平委員会が報告する中身についても、今回の公告式条例の一部改定の対象になるのですか。それから、人事行政の運営の状況の報告、これも、ルール以外に当該機関からの公表を要するものについては、インターネットも含めて公表するということが今回の提案なんですけれど、対象になると考えたらいいんですか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 申し訳ございません、私の理解ができてないところなんです、人事行政の運営に関する状況の公表については、公表の仕方としてインターネット、それから、公告式条例で定める公表の仕方、それと、広報誌への掲載、この手法を示しているということになりますので、実際、その内容等が公表される場合は、この三つのいずれかの方法によって公表されることになります。

今は、たしか岬だよりもに掲載する方法で載ってたかと思いますが、ほかの引用の条例等につきましても、全て公表の仕方を現すということでご理解いただきたいと思いますが、質問の趣旨とあってないですか。

早川委員長 中原委員。

中原委員 そういう意味で言うと、谷地委員の指摘のとおり、重なりが発生するようには思う、別に重なったっていいんだけどね。

早川委員長 西部長。

西総務部長 先ほどの谷地議員の説明は、インターネットを利用した閲覧の方法というの

は、インターネット、町のホームページだけじゃなくて、実際はインターネットといえど町のホームページになってきますが、町のホームページのどこかの場面で公開する。第2条は、町のホームページの掲示場というコーナーで公表するという意味なので、公表する場所が違ってきますので、内容が違うということでご理解いただきたいと思います。

早川委員長 中原委員。

中原委員 めっちゃややこしいですね。ああ、なるほど、ウェブサイトのページが違うということになると。ううん、そうか。

いや、私、それで、さっき聞いたその後段はね、新旧対照表の1ページの一番下というか、第5条の2項のところ、ああ、第5条の1項にもそうなんです、当該機関って言葉が出てくるんです。その当該機関の中に、今、言うた公平委員会なんかが含まれると考えたらよいのかなということを聞いたかったです。

当該機関って、そもそも何を指してはるのかなって聞こうと思ってたんですけど、私が想定してた当該機関の中には公平委員会はなかったの、公平委員会もこの当該機関の中に入るのでかかっていうことを併せて聞いていたということなんですがね。

まあ、別に入っても、入ってなくても、構わないんですが、だから、これは、また、いいです、今じゃなくて、西部長。別のことを質問します。いいですか。

早川委員長 中原委員。

中原委員 私は、何というか、提案されたことの中身が詳細に分かりたいと思うばかりに、先ほどのようなややこしいことを聞きましたが、もともと聞こうと思ってたことを聞きます。

今回の提案そのものは、参考資料にあるとおり、住民の利便性が高まるということで、結構なことだと思っています。

ただ、具体的な中身について少し聞くんですが、新旧対照表の第2条の2項の2行目の、掲示場っていう表現なんですけどね、ここで言う掲示場っていうのは、役場の外にある引き戸のガラス張りになっている掲示板のことを指しているのか、参考資料にある情報公開コーナーのことを指しているのか、でも、町役場前って書いてるから、情報公開コーナーは町役場内だなとか、いろいろ思って、ちょっと参考資料と新旧対照表を照らし合わせながら見てたときに、よく分からないん

ですけど、実際上は、どないなるということなんでしょうか。全部やるっていうこと。

早川委員長 西部長。

西総務部長 1点目の、町の当該機関ということですが、第5条を見ていただいたと思いますが、町の機関で定める規則に、公表するものに準用するということになりますので、その場合は、町長名というのを当該機関の名前に替えるという意味になります。

ですので、町の機関ということと言いますと、公平委員会とかも全部含まれてくるということをご理解をいただければと思います。

それと、2点目の掲示場なんですけど、現在あるのは、役場の入り口というか、東側の入り口から入っていただいたところの、公衆電話のボックスのある前にある、ガラスの引き戸の掲示場のことを指します。

早川委員長 中原委員。

中原委員 そうすると、1月1日からは、ホームページでも公表する、外の掲示板にも貼り付ける、それで、情報公開コーナーにも置いとくっていう、そういうことを言うんですか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 今回、この告示式条例の見直しをするきっかけというのが、デジタル規制改革推進法の一括法が、今年の4月1日に施行され、その中で、アナログ規制の見直しを実現するために、書面掲示規制とフロッピーディスクの記録媒体に係る規制の改正というのが明記されたところです。

国のほうでは、それに併せて書面掲示規制の見直しが進められておりまして、それに合わせて、今回、書面掲示の規制を見直していこうという考えで、今回、提案させていただいたものとなります。

掲示板への掲示につきましては、これまでいろいろな問題があったと思っております。

一つは、役場に来なければ見ることができないと。スペースが限られていますので、一つのつづりで、中身が見られないという問題がございます。

また、公布するものは原本を公布しておりますが、原本については永年保存が必要になってまいります。公布が終わった後、永年保存しますが、直射日光が当

たと、紙がかなり劣化し長期保存に耐えれないという問題があったところです。

そういう状況を踏まえて、今回からウェブ上での公開と、それと、ウェブ上で見られない方には情報公開コーナーで見えていただくということを原則として、どうしてもウェブで公開できないようなもの、例えば、法令で定められているものとか、冊子とか、そういうのは、ウェブ上で載せられませんので、引き続いて掲示板には掲示させていただくとはなりますが、基本的には、ホームページと情報公開コーナーでの公開という二つを進めていきたいと考えてます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 となると、この新旧対照表の新しいほうに、町役場前の掲示場に掲示してって書いてあるわけね。デジタルもアナログも、きちっと継続して利用できるようにしておくっていう姿勢は非常に大事だと思うんですが、この書き方でよろしいのかという疑問がね、町役場前でしょう。だから、主に二つにしていっていいわけですね、ホームページと情報公開コーナー。となったら、これ、役場前の掲示場という表現が適切なのかという疑問が出てくるんですけど、どうなんですか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 ただし書体で、これにより難しい場合はということですので、ウェブで掲載することができない場合について、役場前の掲示場に掲示するという趣旨ですので、全てを掲示場に掲示するというものではございません。

これにより難しい例としては、先ほど説明させていただいたように、法令で掲示場に掲示することが決められているもの、例えば公示送達がそうなるのですが、公示送達については、現在、改正が進められているようで、ウェブと掲示場との並行掲示が認められるような、見直しが進められていると聞いていますが、それとか、冊子とかで、分厚い冊子とかで、ウェブ上ではちょっと掲示できないというようなものについては、引き続いて役場前の掲示場で掲示するという趣旨でございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。ただ、そうすると情報公開コーナーについての記載をなさらないのは、なぜなんですか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 地方自治法に条例等を公布することについては、条例のほうで定めるという

規定があり、基本的には、ウェブ上で公開することによって公布がされるということになりますので、あくまでも補充するサービスという趣旨で情報公開コーナーでも載せますということになりますので、あえてここに載せる必要はないと考えております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 考え方については、分かりました。

実際の作業は誰がするのか。町ホームページの掲示場にコーナーをつくるということでしたね。そこに、例えばこの12月議会なんかで何か変わったこととかがあったら、それを反映させないといけないわけですよね。特に条例の改定なんかはね、急がれると思うんですけど、それは実際にはあの職員の方がやられるということではないでしょうか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 公布するときに公布番号という一連の番号を取らせていただきます。それについては総務課のほうで番号を取っておりまして、総務課で交付手続を現在も行っております。

今後、この条例が制定させていただければ、ウェブ上での公開については総務課の職員でさせていただく形になります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 何か作業がすごく莫大ではないか、そうでもないのかな。

そうしますと、今、ホームページ上に、例えば例規集なんかは別建てであるけど、その例規集も、ホームページ上内の掲示場というようなページに載っかって、そういうことですか。違う。変わったことがあったときだけ。

早川委員長 西部長。

西総務部長 今回、条例の公布の告示になりますので、例えば、この公告式条例の一部を改正する条例が可決されたら、ここに公布のかがみをつけて、今までであれば、役場前の掲示場に押しピンで貼り付けてたわけです。それを今後、条例の中に溶け込ませ、溶け込んだものは例規集という形で、別のサイトで掲載させていただきます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 1月1日以降、またホームページを見て、どういうふうになっていったんのか

確認しようと思いますが、そうしますと、例規集への反映も急がれるわけなんですけど、例規集も随時更新されると、そういうふうにかえたらいいんですか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 例規集の更新にはかなりの予算が必要になってきますので、細かく更新できればいいのですが、予算の関係もございまして、ある程度まとまった段階でさせていただいております。現在、たしか年2回程度の更新頻度でさせていただいてるかと思っております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。私は例規集がその都度改定されて、すごく一番最新のものが確認できるようになるのかななんて、勝手に勘違いをしておりました。

この機会にお尋ねするんですが、第3条で、規則の公布というのがあります。それから、第4条で、規定の交付というのがあります。それぞれ、町長が定めるという枕詞があるんですね。

例規集を見ても、公表されている、例規集に掲載されている規則があつたりなかったりするんですけど、基準はどういうふう定められているのか。なるべく町の行政が持っているルールについては、できるだけ公表されたほうがいいというふうに思うんですが、この町長が定めるというのは、どんな基準があるのかお聞きしたいと思います。お願いします。

早川委員長 西部長。

西総務部長 町長が定めるということは、町の規則等については町長が、例えば、教育委員会の規則については教育委員長とか、農業委員会であれば農業委員会の会長というふうに、それぞれの組織によって、定める方が変わってまいります。

例規集の掲載なんですけど、基本的には、全て、載せるべきと考えております。ただ、予算というのがどうしても発生しますので、内部の運用の規定とか、外部には影響しないものについては、一部載せてないものもございまして。できるだけ載せたいとは思いますが、そこは予算との兼ね合いがございまして、全部載せきれないというのが実情です。

早川委員長 中原委員。

中原委員 今の話は例規集のことなので、今回の提案とは直接には関係がないのかなとは思いますが、西部長がおっしゃられたとおり、できるだけお金との関係もおあり

なようですけど、情報公開をどんどん進めていっていただきたいと思います。

それで、もう一つ疑問があるんですけど、新旧対照表の9の第5条の2項の始まりがね、第4条のから始まっているんですよ。これは規定の公表についての中身ですよ。

新のほうは、第5条の2項は、前条となっているんですけど、これは同じことを意味しているという理解をしたらいいんですかね。両方とも、前条の規定ですから、第4条を指しているのかなとは思いますが、何でもとも第4条だったのを前条で替えるのかなという素朴な疑問なんですけど、何か決まりがあるんですか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 法令規則の作り方のルールがございまして、前の条なり前の項を引用する場合は、その条の番号や項の番号ではなくて、前条、前項という表現を使うのが基本的なルールになってます。

旧のほうについては、表現的には間違いではないんですが、法令の作り方のルールからいうと、適切ではなかったということで、今回、修正させていただきました。

中原委員 勉強になりました。ありがとうございます。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 続いて、採決を行います。

議案第83号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。よって、議案第83号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件については、全てを議了しました。

続いて、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

谷地委員。

谷地委員 本委員会所管のことについて、幾つかちょっとお尋ねしたいことがあります
まずは、1点は、中学校の、何か武道場の窓が、開けられないっていうような話が、多分、夏ぐらいにあって、それで、担当課のほうには相談をされているっていうふうに認識してるんですけども、それが、まだ夏には相談したけれども、修理するように検討しますというところが、まだ修理はされていないというふうな報告を受けてるんですけど、この辺の今、状況ってどうなってますでしょうか。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 谷地委員の質問にお答えします。

武道室の窓につきましては、修繕を段階的に、計画的に行っているところであります。

今年度につきましても、一部修繕のほう行っておりまして、来年度当初予算におきましても、その修繕を盛り込んでいる形になります。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 もともと、やっぱり夏、武道場、剣道とかされたりとか、そういうときには、窓を開けられないというところで、エアコンとかもたしかなかったとっていて、それでやっぱり結構、暑いっていうもあるので、段階的に修理する予定をされているっていうことなんで、できれば早い段階に、やっぱり夏になったら、結構、大変だと思うんで、それまでには実施いただくようお願いいたします。これは要望です。

あと、以前に坂原議員のほうから要望があって、先日的一般質問においても、書かない窓口、これの今、準備が進められているっていうふうに。書かない窓口、多分、呼び名がちょっと違うんですかね。申込書を入力するときに、モニターで入力していったって、何か発行するみたいな、その辺の今、準備を進めてるっていうふうな形で認識してるんですけども、その辺って、今、サービスの開始がいつかとか、そういったのっていうのは、今、どんな状況でしょうか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 書かない窓口、申請書作成支援システムと呼んでいますが、こちらについて

は、もう既に機器のほうを設置させていただいてまして、現在、周知用の看板の作成をお願いしてまして、それができてからと考えています。、看板が間に合わなかったら、来週の月曜日から稼働させようと考えております。

議員の皆様には通知を事務局のほうへ送らせていただいたのですが、まだ回ってなかったでしょうか。

早川委員長 増田局長。

増田事務局長 議会事務局の増田です。私の記憶では、まだやったような。ちょっと確認します。

早川委員長 西部長。

西総務部長 9日付の日付で、昨日、議会の事務局のほうへ送らせていただいているようです。ご案内の通知、そして、サービスの内容について載せておりますので、また、そちらをご覧くださいと思います。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 そこは今、事務局のほうに確認してもらっているので、議会のほうへの案内があるってところは理解しました。

あと、それと、住民さんへの案内というところはどういうふうにされる予定でしょうか。以前にコンビニ交付とかは、案内されて、それを皆さん、結構、認知度が高まってきたのかなって思うんですけど、役場にぽんって来られても、これ、何って。案内の掲示板を出されるっていうことですが、やっぱり役場に来る前から、できるだけ知っていただくというふうなことも必要かなと思うんですけども、その周知については、どうされる予定でしょうか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 周知につきましては、ホームページ、それから、町の公式LINEに掲載させていただきます。それと、ちょっと遅くなりますが、岬だよりのほうにも掲載させていただく予定にしております。

早川委員長 よろしいですか。谷地委員。

谷地委員 この書かない窓口じゃないな、申請書、何か支援のシステム、ちょっと正式名称、ちょっと覚えてなくて。これについては、理解しました。引き続き、住民さんにも早く知ってもらって、利用していただけるようお願いいたします。

あと、最後にもう一点、以前に大谷選手のほうから各学校にグローブが寄贈さ

れたってということがあったと思います。この辺が実際、今、どういう形で活用されているのかなという、そこが気になってまして、結構、調べていくと、各学校によって結構、活用方法がまちまちで、展示だけで終わってたりとか、あとは、実際にクラブとかで利用してもらったりとかっていう、そこは、どのように活用方法がいいのかっていうところは、ちょっとそれぞれの考えがあると思うんですけども、大谷選の趣旨とかを考えたときに、何かしら有効活用っていう形は取っていただいたほうがいいのかと思うんで、まず、現状の活用方法というところと、あとは、近隣市町はどうされてるのかなというところ、この辺の何か情報があったら、教えていただきたいです。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 大谷選手のグローブなんですけども、各学校、まちまちです。煩雑に置くのもちょっとなと思うので、申出が出た児童生徒については貸出しをしてるところで、以前はやってたなっていうふうには思います。

ごめんなさい、最近の直近のことは確認が取れていないので、正直なところ、話すことはできないんですけども、また、近隣市町も、どのような扱いをしてるかっていうのは聞いていません。

本町の町立中学校については、一応、ガラスケースに入れたりとはしていないんですけども、児童生徒がいつでも使えるような状況にはしております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 分かりました。岬町の各学校においては、特に展示とかっていうわけではなく、一応、子どもが使える状態という。分かりました。

一番は、やっぱり子どもたちに野球とか、そういうスポーツとかっていうところをどんだんだんだんだ興味を持ってもらって、それでスポーツ推進とか、そういうのをつなげていくっていうところかなと思うんで、子どもたちがどう使いたいのかってのが一番かなと思うので、そこは引き続き、子どもたちが活用されたい状況というところに柔軟に対応のほうをしていただければと思います。

早川委員長 ほかにございませぬか。中原委員。

中原委員 庁舎管理規則の一部改定でしたか。パブリックコメントを今、募集してると思うんですけど。ホームページ上で、ちょっとそれが、パブリックコメントのところに入っていくと、募集中のところに出てこないような感じがしていて、どうして

なんだろうっていうか、ホームページ上で意見を書き込みたい人はどうすればよいのかということを知りたいということが一つと、それから、もう一つは、教育委員会にお尋ねするんですけど、自衛隊の隊員募集を目的にした様々なアプローチが、ちょっと全国的に広がってまして、岬町においては、そのような接触というか、依頼だとか、そういうことはないのかなと。

要は、児童や生徒に対して、自衛隊の施設に見学に来ませんかとか、あとは、学校にやってきて、隊員を募集するというチラシを配布する、これはもう重大な問題で、あちこちで問題になってるんですけど、何かそういったことは岬町においてははないのかなと。ちょっとこの間、あちこち、全国の情報が入ってきておりますので、岬町ではどうかなとお聞きするものです。お願いします。

早川委員長 西部長。

西総務部長 まず、1点目のパブコメの件なんですけども、パブコメについては、今現在、実施しておりまして、町のお知らせのほうからも入っていただけるんですが、うまく出てこないということなので、改善させていただきます。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 自衛隊の件ですが、ちょっと確認いたします。

今のところ、学校からそのような報告は上がってきていないので、確認させていただきます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 1点目は、入りやすいように工夫していただけるようなので、お願いいたします。

2点目は、確認された状況をご報告いただきたいと思います。お願いします。

早川委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 本日の審査経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

(午前11時54分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和6年12月11日

岬町議会

委 員 長 早 川 良